

JFAフットボールエージェント規則

定義 本規則において用いる用語の定義は、以下のとおりとする。

エージェンシー：一人又は複数のフットボールエージェントの事業を行うために組織された団体（あらゆる形態の法人、団体を含む）

接触：（１）依頼主との物理的、対面的な接触又は電子的な通信手段による接触
（２）家族や友人など依頼主に関連する他の個人又は組織との直接的又は間接的な接触、又は
（３）フットボールエージェントが自己に代わって他の個人又は組織を利用して（１）又は（２）の方法により依頼主と接触する行為

依頼主：フットボールエージェントに対してフットボールエージェントサービスの提供を依頼し得る選手、クラブ（代表チームのコーチに関連する場合は本協会。以下同じ。）又は監督若しくはコーチ（以下、監督及びコーチを単に「コーチ」という。）

関連フットボールエージェント：以下の各号のいずれかに該当する場合、フットボールエージェントは他のフットボールエージェントとの関係において、関連フットボールエージェントとみなされる。

（１）当該他のフットボールエージェントと、同一のエージェンシーに所属する場合（雇用関係、業務委託関係その他の契約形態を問わない。）

（２）当該他のフットボールエージェントと、同一のエージェンシーの取締役、株主又は共同所有者である場合

（３）当該他のフットボールエージェントと、婚姻関係（事実上婚姻関係にある者を含む。）にある又は兄弟姉妹、親子である場合、又は

（４）当該他のフットボールエージェントと、公式非公式を問わず、サービスの提供において複数回にわたって協働するための契約その他の取り決めを行ったことがある、又は収入若しくは利益を分配するための契約その他の取り決めを行ったことがある場合

契約クラブ：選手又はコーチ（以下、「選手等」という。）と選手契約（コーチ契約を含む。以下同じ。）を締結するクラブ（アマチュア選手の場合は選手を登録するクラブ）

フットボールエージェント：国際サッカー連盟（以下、「FIFA」という。）より、フットボールエージェントサービス提供にかかるライセンスを付与された個人。

フットボールエージェントサービス：フットボールエージェントが依頼主のために提供する又は依頼主に代わって行うサッカー関連の役務。これには、取引を成立させる目的又は意図をもって行うあらゆる交渉（そのための準備的な情報交換その他の行為を含む。）が含まれる。

権益：（１）当該法人の活動により利益を享受することができるあらゆる権利（受益権及び株主権を含むがこれに限らない。ただし、その保有者にクラブに関する事項における一票の投票権を与える通常かつ自由にアクセス可能で譲渡不能な個人的メンバーシップを除く。）又は

（２）直接間接を問わず、また公式非公式を問わず、自然人又は法人の事業に対して本質的、経済的、経営的、管理的、運営的もしくはその他の影響力を行使しうる立場にあること

その他のサービス：フットボールエージェントが依頼主のために提供するフットボールエージェントサービス以外のあらゆる役務（法的アドバイス、ファイナンシャルプランニング、スカウティング、コンサルティングの提供、肖像権の管理及び商事契約の交渉を含むがこれに限らない。）

プラットフォーム：FIFAが運営するフットボールエージェントの管理にかかるデジタルプラットフォーム

放出クラブ：契約クラブと契約しこれに登録するために、選手等を放出するクラブ

報酬：選手契約に定められた報酬の総額。これには基本報酬、契約金及び条件付報酬（例えば、出場給等の変動報酬やボーナス等）が含まれる。疑義を避けるために付記すると、これには合意された将来の移籍補償金並びに支度金を含む自動車、住居、通信費等の報酬外手当は含まれない。

エージェント契約：フットボールエージェントサービスの提供に係る書面による契約

特定取引：関係する全ての当事者が定義され特定されている取引

取引：（１）選手のクラブとの選手契約、登録又は抹消、（２）コーチのクラブとのコーチ契約、（３）選手の移籍、又は（４）選手契約の各種条件の新規設定、削除又は変更

無資格者：FIFAより、フットボールエージェントサービス提供にかかるライセンスが付与されていない者（ライセンスを有さないにもかかわらず、本協会に加盟又は登録する個人又は団体との間で、フットボールエージェントのみに許容された取引、行為、活動その他に関与し又は関与することを試みた者）

第1章 総則

（目的）

第1条 FIFAが定めるFIFAフットボールエージェント規則（FIFA Football Agent Regulations）第3条の定めに基づき、本協会はFIFAの加盟国協会の義務として、日本国内におけるフットボールエージェントの活動に関して定めなければならない。本規則は、定款第50条に基づき、これを定める。

（制度の目的）

第2条 FIFAは、サッカーの移籍制度に関連するすべての事項を統制する制度上の義務を負う。これらサッカーの移籍制度の中核的な目的は、以下のとおりである。

- （１）プロ選手とクラブ間の契約の安定性を保持する
- （２）若年選手の育成を奨励する
- （３）プロサッカーとグラスルーツとの間の連帯を促進する
- （４）未成年者を保護する
- （５）競技上の均衡を維持する
- （６）競技会の規則性を確保する

2 フットボールエージェントの活動に関する規制は、フットボールエージェントの行為が、前項に定めるサッカーの移籍制度の中核的な目的及び以下の目的の双方に合致することを確実にするものである

- （１）フットボールエージェントの活動における最低限の専門的及び倫理的水準を向上させ、これを設定する
- （２）フットボールエージェントに支払われるフットボールエージェントサービスの対価（以下、「手数料」という。）を公正かつ合理的なものとすることによって、フットボールエージェントにより依頼主に提供されるサービスの質を確保する
- （３）非倫理的行為から依頼主を保護するため利益相反を制限する
- （４）財務上及び管理上の透明性を向上させる
- （５）サッカーの移籍制度に関する知識や経験が不足している選手を保護する
- （６）選手、コーチ、クラブ間の契約の安定性を向上させる
- （７）濫用的、過度で、投機的な行為を防止する

（適用範囲）

第3条 本規則は、日本国内のフットボールエージェントの活動に関して定めるものであり、以下の各号に適用される。

- （１）日本国内的な側面を有する全てのエージェント契約
 - （２）日本国内の移籍（以下、単に「国内移籍」という）又は日本国内の取引に関連するあらゆる行為
- 2 以下の場合、当該エージェント契約は日本国内的な側面を有するものとする。
- （１）選手の国内移籍に関連する特定取引にかかるフットボールエージェントサービスを規定する場合
 - （２）本協会に加盟する二つのクラブ間、又は、本協会の加盟クラブと本協会（代表チーム）の間のコーチの移籍に関連した特定取引にかかるフットボールエージェントサービスを規定する場合
- 3 特定取引には関連しない（すなわち、取引が生じていない段階の）エージェント契約については、当該エージェント契約を締結した時点において依頼主が本協会の登録者であるか又は日本に在住している場合、本規則が適用される。

第2章 ライセンス

（総則）

- 第4条 FIFAフットボールエージェント規則第4条から第10条に従い（FIFAが実施する試験に合格することを含む）、ライセンスが付与された者だけがフットボールエージェントとして活動することができる。
- 2 前項にかかわらず、FIFA選手エージェント規則（FIFA Players' Agent Regulations）に基づき、過去に本協会を含む各国のサッカー協会よりライセンスが付与された者は、FIFAフットボールエージェント規則が定めるその他の要件を満たせば当該試験の受験が免除される。
 - 3 FIFAが発行するライセンスにより、日本国内においてフットボールエージェントの活動を行うことが許可される。日本においてフットボールエージェントとしての活動を行うフットボールエージェントは、本規則を含む本協会の各種規程、規則に従わなければならない。
 - 4 フットボールエージェントは、依頼主のための法律行為を代理する権限を有するものではなく、フットボールエージェントの法律行為は、依頼主に帰属しないものとする。
 - 5 弁護士以外のフットボールエージェントは、事件性を有する取引（事件性が予見される取引を含む）には関与できず、かかる場合は、直ちに活動を中止しなければならない。

（適格性要件の遵守）

- 第5条 本協会は、フットボールエージェント又はフットボールエージェントになろうとする者がFIFAフットボールエージェント規則第5条及び第17条（ただし、第17条はフットボールエージェントに限る。）に規定する適格性要件を遵守していないおそれがある場合、FIFAに報告する。
- 2 本協会は、関連する情報を提供することにより前項の不遵守の可能性に関するFIFAの調査をサポートする。

第3章 フットボールエージェントとしての活動

（総則）

- 第6条 フットボールエージェントのみがフットボールエージェントサービスを提供することができる。
- 2 フットボールエージェントは、常にFIFAフットボールエージェント規則第5条及び第17条の適格性要件を満たさなければならない。
 - 3 フットボールエージェントはエージェンシーを通じて営業を行うことができる。
 - 4 以下の各号に該当する者は、フットボールエージェント又はエージェンシーのあらゆる活動に係る権益を持つことができない。
 - （1）依頼主（全ての選手、クラブ、コーチ及び本協会）
 - （2）FIFAフットボールエージェント規則第5条に基づきフットボールエージェントになるための資格を有さない者
 - （3）FIFA選手の地位及び移籍に関する規則（FIFA Regulations on the Status and Transfer of Players）第18条bis又は第18条terに違反して、直接間接を問わず選手の登録に関する権利を有する者

（フットボールエージェントサービス）

- 第7条 フットボールエージェントは、依頼主と書面によるエージェント契約を締結した後にのみ、当該依頼主のためにフットボールエージェントサービスを提供することができる。
- 2 フットボールエージェントのみが、フットボールエージェントサービスを提供するために、依頼主となり得る者に接触し又は依頼主とエージェント契約を締結できる。
 - 3 エージェント契約の最長期間は2年間とする。この契約期間は、新たなエージェント契約を締結することによってのみ延長される。
 - 4 フットボールエージェントは、同一の選手等との間で、同時に1つのエージェント契約のみを締結することができる。選手等とエージェント契約を締結する場合又は既存のエージェント契約を変更する場合、フットボールエージェントは、エージェント契約について事前に以下の対応をしなければならない。
 - （1）当該選手等に、独立の法的アドバイスの取得を検討するよう書面により通知すること
 - （2）独立の法的アドバイスを受けたか、又は、そのような法的アドバイスは必要ないと判断したか、のいずれかについての当該選手等からの書面による確認を入手すること
 - 5 フットボールエージェントは、異なる取引に関係する契約であることを条件として、同一の契約クラブ又は放出クラブとの間で、同時に複数のエージェント契約を締結することができる。
 - 6 エージェント契約は、以下の各号の全ての必要的記載事項を含む場合にのみ有効となる。
 - （1）契約当事者の氏名
 - （2）契約の有効期間
 - （3）手数料
 - （4）提供されるフットボールエージェントサービスの内容
 - （5）契約当事者の署名

- 7 フットボールエージェントは、一つの取引において一方の当事者に対してのみにしかフットボールエージェントサービス及びその他のサービスを提供することができない。ただし、フットボールエージェントは、双方の依頼主から事前に書面による明示的な同意を得ることを条件に、同一取引において、選手等及び契約クラブの双方に対してフットボールエージェントサービス及びその他のサービスを提供することができる（以下、「許容される双方代理」という。）。
- 8 フットボールエージェントは、以下の行為が禁止される。
- (1) 同一取引において、放出クラブ及び選手等のためにフットボールエージェントサービス又はその他のサービスを提供すること
 - (2) 同一取引において、放出クラブ及び契約クラブのためにフットボールエージェントサービス又はその他のサービスを提供すること
 - (3) 同一取引において、すべての当事者のためにフットボールエージェントサービス又はその他のサービスを提供すること
- 9 フットボールエージェント及び関連フットボールエージェントは、第7項に従う場合を除き、同一取引において異なる依頼主のためにフットボールエージェントサービス又はその他のサービスを提供することができない。
- 10 フットボールエージェントサービスの提供により締結された取引における関連の移籍合意又は選手契約には、フットボールエージェントの氏名、依頼主、FIFAライセンス番号及び署名が含まれなければならない。
- 11 依頼主は、フットボールエージェントを関与させることなく、自ら取引に係る交渉を行い、取引を成立させることができる。
- 12 関連の移籍合意又は選手契約に氏名及び署名の両方が記載されていないフットボールエージェントは当該取引に関与しなかったものと推定される。
- 13 エージェント契約において、以下の条項は無効となる。
- (1) 選手等がフットボールエージェントを関与させず、自ら選手契約に係る交渉を行い、取引を成立させる権限を制限する条項
 - (2) 選手等がフットボールエージェントを関与させず、自ら選手契約に係る交渉を行い、取引を成立させた場合に、当該選手等に罰金その他の不利益を課す条項
 - (3) 自動更新条項
 - (4) その他第3項に定める最長期間を超えることを意図する条項
- 14 エージェント契約は、正当事由がある場合、いずれかの当事者によっていつでも終了させることができる。正当事由なくエージェント契約を破棄又は解除した当事者は、相手方に対し、その結果生じた損害を賠償しなければならない。エージェント契約を終了させる正当事由とは、当事者が、信義誠実の原則に基づき、合意した契約期間において契約関係を継続することが、もはや合理的に期待できない場合を指し、以下の場合を含むがこれらに限定されるものではない。
- (1) フットボールエージェントのライセンスが取消又は停止された場合
 - (2) サッカー関連活動への参加が禁止された場合
 - (3) 少なくとも1回の登録ウインドーにおいて国内海外を問わず新規選手の登録が禁止された場合

(未成年選手の代理)

第8条 フットボールエージェントサービスに関して、未成年選手又はその法定代理人（親等）に対する接触（それに続くエージェント契約の締結を含む）は、当該選手が満16歳（日本においてプロ契約を締結できる年齢）に達する6ヶ月前からのみ行うことができる。ただし、このような接触は、当該未成年選手の法定代理人（親等）から書面による事前の同意を得た場合にのみ許容される。

- 2 未成年選手の代理又は未成年選手に関連した取引においてクラブの代理を希望するフットボールエージェントは、事前に、FIFAが定める専門能力開発コース（Continuing Professional Development、以下、「CPD」という。）を修了しなければならない。
- 3 フットボールエージェントと未成年選手との間のエージェント契約は、以下の各号の全ての条件を満たした場合のみ有効となる。
 - (1) 本規則第7条第6項に規定する必要的記載事項を満たすこと
 - (2) フットボールエージェントが本条第1項及び第2項を遵守していること
 - (3) 未成年選手及びその法定代理人（親等）により署名されていること
- 4 フットボールエージェントが、本条第1項に違反した場合、最低でも、罰金及び2年以内のライセンス停止の懲罰が科される。

(手数料)

第9条 フットボールエージェントは、エージェント契約において合意した手数料を依頼主に請求すること

ができる。

- 2 エージェント契約に基づく手数料の支払いは、依頼主によってのみ行われるものとする。依頼主は、当該支払いの権限を第三者に付与する契約を締結することはできない。
- 3 フットボールエージェントに対する手数料の支払いは、請求書に基づくものとする。
- 4 フットボールエージェントは、手数料が事前にエージェント契約に規定されたサービスに対応するものであり、かつ、当該フットボールエージェントサービスが実行された時点において当該エージェント契約が有効である場合に限り、手数料を受取ることができる。
- 5 選手契約の期間がエージェント契約の期間より長い場合、交渉された当該選手契約が依然として有効であること、かつ、当該エージェント契約において当該エージェント契約の満了後も手数料を受取る権利につき依頼主との間に明示的な合意があることを条件として、フットボールエージェントは、当該エージェント契約の満了後も手数料を受取ることができる。
- 6 手数料の支払いは、関連の登録ウインドーの終了後、交渉された当該選手契約の期間について、3か月毎に分割して支払われるものとする。
- 7 選手等が実際に受け取った報酬のみが、手数料の支払対象となり、当該手数料は日割り計算されるものとする。
- 8 選手契約の期間が6か月未満の場合、選手契約の満了後に一括で支払われるものとする。
- 9 フットボールエージェントは、未成年選手に対して、又は、未成年選手に関連した取引に関して、フットボールエージェントサービスを提供する場合、当該未成年選手が最初にプロ契約を締結する場合か又はそれに続くプロ契約を締結する場合を除いて、手数料を受取ることができない。
- 10 本規則第7条第7項に定める許容される双方代理に基づき、フットボールエージェントが同一の取引において契約クラブと選手等の双方のために活動する場合、契約クラブは手数料総額の最大50%までを支払うことができる。
- 11 放出クラブは、放出クラブに支払われるべき移籍補償金の各分割額を受領後にフットボールエージェントに対し手数料を支払うものとする。放出クラブは、当該各分割額を受領について、当該フットボールエージェントに通知するものとする。
- 12 フットボールエージェントは、以下の場合、交渉された当該選手契約から生じる、支払期限の到来していない手数料について受領する権利を有しないものとする。
 - (1) 交渉された当該選手契約の期間が満了する前に、選手等が他の契約クラブに移籍した場合
 - (2) 交渉された当該選手契約が正当事由なく選手等により早期に解除され、かつ、当該解除時に当該フットボールエージェントが当該選手等のフットボールエージェントである場合
- 13 フットボールエージェントへの手数料の支払いは、FIFAが定めるFIFAクリアリングハウス規則 (FIFA Clearing House Regulations) に従い、FIFA Clearing Houseを通じて行われるものとする。ただし、本規則の発効時に、同規則において手数料の支払いについて規定されていない場合、同規則において規定されるまでの間、フットボールエージェントに対し直接支払いがなされるものとする。

(手数料の上限 (上限料率))

第10条 手数料は、以下に基づき計算される。

- (1) 選手等又は契約クラブのエージェントである場合：選手等の報酬を基準とする。
 - (2) 放出クラブのエージェントである場合：当該取引の移籍補償金を基準とする。
- 2 一つの取引におけるフットボールエージェントサービスの手数料の上限 (上限料率) は、単独の依頼主に対するフットボールエージェントサービスが何名のフットボールエージェントによって提供されたかにかかわらず、以下のとおりとすることを推奨する。

依頼主	手数料の上限 (上限料率)	
	選手等の年間報酬の2500万円以下の部分	選手等の年間報酬の2500万円を超える部分
選手等	選手等の報酬の5%	選手等の報酬の3%
契約クラブ	選手等の報酬の5%	選手等の報酬の3%
契約クラブ及び選手等 (「許容される双方代理」)	選手等の報酬の10%	選手等の報酬の6%

放出クラブ（移籍補償金）

移籍補償金の10%

上記に関連し、疑義を避けるために、以下の通り明確化する。

- (1) エージェント契約における手数料の上限（上限料率）は、選手等の固定報酬（基本報酬等）のみを基に計算されるものとし、条件付報酬（出場給等の変動報酬や賞金、ボーナスその他）はこれに含めない。
 - (2) 前号に定める上限料率に関して、選手等の年間の固定報酬（基本報酬等）のうちの2500万円を超える場合、2500万円までの部分には5%の上限料率が適用され、2500万円を超える部分には3%の上限料率が適用されることになる。すなわち、個々のエージェント契約において適用される上限料率は、選手等の年間の固定報酬（基本報酬等）の金額により3%から5%の間の値のいずれかの値で定められることになる。
 - (3) フットボールエージェントと選手等は、前号に従い定められる上限料率を上限として、当該エージェント契約において手数料の料率（以下、「実行料率」という。）を決定する。手数料は、選手等の年間の報酬（固定報酬のほか、条件付報酬（出場給等の変動報酬や賞金、ボーナスその他）が含まれる。）に実行料率を乗じることにより計算される。
 - (4) 「許容される双方代理」の場合は、各依頼主に対して前2号に従い定められる上限料率が適用される。
 - (5) 本条における報酬には、消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金が含まれるものとする。
 - (6) 移籍補償金の計算において、以下の各号に定める金銭は移籍補償金に含めない。
 - ① 当事者間の正当事由の無い契約解除にかかる紛争において決定機関が決定した損害賠償金
 - ② セルオンフィー
- 3 前項の表の基準額（2500万円）は、FIFAフットボールエージェント規則第15条第2項が定める20万米ドルに相当する金額として定めるものである。本協会は、為替レートの変動により、当該基準額がFIFAが定める基準額から乖離した場合等は、当該基準額を見直すものとする。
- 4 選手等の報酬が日本円以外の通貨に基づく場合は、第2項の表の基準額（2500万円）をそれぞれ以下のように読み替えて適用するものとする。
- (1) 米ドルの場合： 20万米ドル
 - (2) 米ドル以外の外貨の場合： 当該選手契約等の締結時点の為替レートにより20万米ドルを換算した金額
- 5 フットボールエージェント又は関連フットボールエージェントが取引前の24か月間又は取引後の24か月間において当該取引に関わる依頼主のためにその他のサービスを提供した場合、当該その他のサービスは、そうでないことを証明されない限り、当該取引において提供されたフットボールエージェントサービスの一部であると推定されるものとする。
- 6 フットボールエージェント又は依頼主若しくはその両者が前項の推定について反証できない場合、その他のサービスのために支払われた料金は、当該取引において提供されたフットボールエージェントサービスのために支払われた手数料の一部とみなされる。

（権利と義務）

- 第11条 フットボールエージェントは、依頼主との間で、本規則第7条第6項に規定する必要的記載事項を含む書面によるエージェント契約を締結した場合に、当該依頼主に対してフットボールエージェントサービスを提供することができる。
- 2 フットボールエージェントは、依頼主が他のフットボールエージェントと専属的エージェント契約を締結している場合、当該専属的エージェント契約の有効期間満了前の2ヶ月間を除いて、当該依頼主に接触することはできず、かつ、当該依頼主との間でエージェント契約を締結することもできない。
 - 3 フットボールエージェントは、以下の各号の義務を負う。
 - (1) 常に依頼主の最善の利益のために行動すること
 - (2) FIFA、大陸連盟及び加盟国協会の規約、規則、通達及び決定等を尊重し遵守すること
 - (3) フットボールエージェントサービスの提供において利益相反を回避すること
 - (4) フットボールエージェントサービスの提供により締結された契約書に、自身の氏名、ライセンス番号、署名及び依頼主の氏名が含まれることを確実にすること
 - (5) ライセンス保有中は、FIFAフットボールエージェント規則第5条及び第17条に定める適格性の要件を常に満たすこと
 - (6) FIFAフットボールエージェント規則第7条及び第17条に従い、期限内に、FIFAに対し年間のライセンス料を支払うこと

- (7) FIFAフットボールエージェント規則第9条及び第17条に規定に定めるCPD要件を遵守すること
- (8) 本条に定める開示及び報告に係る義務を遵守すること
- (9) 本規則又はFIFA、大陸連盟、加盟国協会の各種規程・規則若しくは行動規範の違反について関連機関に直ちに報告すること
- (10) 以下の各号に定める行為又は事項が生じた場合、その発生から14日以内に、プラットフォームにおいてこれが要求する関連の書類（関連の契約書を含む。）及び情報をアップロードし又は提供すること
- ① エージェント契約を締結、変更または解除したとき（提出すべき書類：当該エージェント契約及び関連の契約）
 - ② 依頼主との間で、エージェント契約以外の契約（その他のサービスに関連した契約書を含む。）を締結したとき（提出すべき書類：当該エージェント契約以外の契約）
 - ③ 手数料の支払いを受領したとき
 - ④ エージェント契約以外の契約に関連した支払いを受領したとき
 - ⑤ 他のフットボールエージェントとの間で、フットボールエージェントサービスの全部又は一部にかかる役務提供において協働し又は利益を分配するためのあらゆる契約上又はその他の手配を行ったとき
 - ⑥ フットボールエージェントのFIFAフットボールエージェント規則第5条及び第17条に定める適格性の要件に影響を与え得る事項が生じたとき
 - ⑦ 依頼主又は他のエージェントとの間で和解にかかる合意を締結したとき
- (11) 前項に加え、フットボールエージェントがエージェンシーを通じて業務を行っている場合、以下の
- ①②の情報を当該エージェンシーが関与する最初の取引から14日以内に、その情報に変更があった場合には、③の情報を変更が生じてから30日以内にプラットフォームにそれぞれアップロードし又は提供しなければならない。
 - ① 当該エージェンシーの持分保有構造、持分権者の情報、持分保有比率その他受益権者の情報
 - ② フットボールエージェントの事業を行うために同一のエージェンシーを利用するフットボールエージェントの数及びその氏名
 - ③ 当該エージェンシーに関連して過去に提出した情報についての変更内容
- 4 フットボールエージェントは、以下の各号の行為に関与してはならず、また関与を試みてはならない。
- (1) 選手等に、選手契約を正当事由なく早期に解除するよう誘導し又は選手契約上の義務に違反するよう誘導する意図をもって、取引を検討する当事者間に、接近し、交渉に入り、又は何らかの措置、勧誘を行い若しくは手段を問わず議論を促進させること（メディアへの発言を含む。）。
 - (2) 以下に該当する者に対して、直接間接を問わず、不当な個人的、金銭的その他の利益を申出又は支払うこと
 - ① フットボールエージェントサービスに関係する加盟国協会又はクラブの役員又は従業員
 - ② フットボールエージェントとのエージェント契約に関連する選手等（又はその家族、法定代理人若しくは友人）
 - (3) 依頼主に対し、重要な事実を隠蔽すること（以下を含むがこれに限定されない。）
 - ① 利益相反（利益相反が疑われるものも含む。）を申告しないこと
 - ② 依頼主に対してなされた書面によるオファー（通信手段を問わない。）について報告しないこと
 - (4) 依頼主に対し、本来フットボールエージェントサービスの対価として支払われるべき手数料をその他のサービスに係る費用に割り当てるなどして、直接的又は間接的に本規則に定める上限を回避すること
 - (5) 選手のクラブ間の移籍に関連して支払われるべき移籍補償金又はトレーニング補償金等の支払いを受領すること。
 - (6) 選手の将来の移籍にかかる権利を保有すること
 - (7) 直接間接を問わず、FIFA選手の地位及び移籍に関する規則に定義されるブリッジ移籍に関与すること
 - (8) 直接間接を問わず、FIFA選手の地位及び移籍に関する規則第18条bis又は第18条terに違反して、選手の登録に関する権利を所有し又は保持すること
 - (9) その他本規則に違反すること
- 5 開示と報告に関連して、フットボールエージェントは以下を遵守しなければならない。
- ① 依頼主に関連して受け取った書面によるオファー（通信手段を問わない。）を、直ちに依頼主に知らせること
 - ② 依頼主からの要請に基づき、関連のエージェント契約又はその他のサービスに関するその他の契約書の写し、選手契約又はフットボールエージェントサービスに関連して入手したその他の書面の写し、フットボールエージェントが関与した取引に関連して、フットボールエージェントに支払わ

れるあらゆる種類の支払いに係る詳細な予定表を依頼主に提供すること

- ③ あらゆる形式、あらゆる種類の情報提供の要請に関して、要請に基づき、各加盟国協会、大陸連盟、FIFAの関連機関に協力すること

(継続的なライセンス要件の遵守)

第12条 フットボールエージェントが以下の各号のいずれかに該当した場合、同人のライセンスの自動的停止という暫定的措置がとられる。

- (1) 適格性の要件を満たさなくなった場合
 - (2) プラットフォームにおいて指定された期限内にFIFAにフットボールエージェントにかかる年間ライセンス料を支払わない場合
 - (3) 当該年度におけるCPD要件を遵守していない場合
 - (4) 報告義務を遵守しない場合
- 2 FIFA事務局は、前項各号の事項を遵守しているか否か調査する責任を負う。
- 3 フットボールエージェントが第1項第1号に該当した場合、FIFA事務局は、同人に対し、適格性の要件を満たしていないと考える根拠とともに自動的な暫定的ライセンス停止を通知し、懲罰を決定するためにFIFA規律委員会 (FIFA Disciplinary Committee) に付託する。
- 4 第1項第2号から第4号のいずれかに該当した場合、FIFA事務局は、フットボールエージェントに、当該不遵守と自動的な暫定的ライセンス停止を通知する。ライセンスの自動的停止という暫定的措置が取られてから60日以内に当該フットボールエージェントが当該不遵守を是正しない場合、そのライセンスは取り消されるものとする。

第4章 選手等及びクラブの権利と義務

(権利と義務)

第13条 選手等又はクラブは、自ら取引を行わないとした場合、フットボールエージェントサービスを行わせるためにフットボールエージェントを使用することができる。

- 2 選手等又はクラブは、本規則に定められた適時の方法により、エージェント契約、選手契約及び移籍合意(該当する場合)に従い、フットボールエージェントと合意した手数料を支払わなければならない。
- 3 選手等又はクラブは、エージェント契約を締結する前に、フットボールエージェントがFIFAから適切にライセンスを受けていることを確認しなければならない。
- 4 選手等又はクラブは、各加盟国協会、大陸連盟、FIFAの関連機関が行うフットボールエージェントに関する要請について、これらの機関に協力しなければならない。
- 5 選手等又はクラブは、フットボールエージェントに対し、当該選手等またはクラブによって又はこれに関して行われたあらゆる種類の支払い(すべての報酬、手数料、費用を含む。)の詳細を記した予定表を要求することができる。
- 6 クラブは、自らが依頼主である場合、以下の各号に定める行為又は事項が生じたとき、その発生から14日以内に、本協会が別に定める運用基準に従い、関連の書類(関連の契約書を含む。)及び情報を提供しなければならない。
 - (1) エージェント契約を締結、変更または解除したとき(提出すべき書類:当該エージェント契約及び関連の契約)
 - (2) フットボールエージェントとの間で、エージェント契約以外の契約(その他のサービスに関連した契約書を含む)を締結したとき(提出すべき書類:当該エージェント契約以外の契約)
 - (3) エージェント契約に関連した手数料の支払いを行ったとき
 - (4) エージェント契約以外の契約に関連した支払いを行ったとき
- 7 選手等又はクラブは、本規則の違反について、FIFA、大陸連盟又は加盟国協会に直ちに報告しなければならない。
- 8 選手等又はクラブ(クラブの役員を含む。)は、以下の各号の行為に関与できず、また関与を試みることもできない。
 - (1) フットボールエージェントサービスを行わせるために、無資格者を使用し又は指定すること
 - (2) フットボールエージェントから不当な個人的、金銭的又はその他の利益を受取る又は要求すること
 - (3) 直接間接を問わず、フットボールエージェント(その家族又は関係者等を含む。)に、合意した手数料以外のあらゆる種類の対価を与える、提供する、又は提供しようとする事又はそれらの約束をすること
 - (4) (クラブの場合のみ:) 選手等がフットボールエージェントを選ぶ自由を妨害し又は影響を与えること
 - (5) 本規則に定めた手数料の上限に係るルールを直接的又は間接的に回避し又はこれを幫助すること

- (6) FIFAフットボールエージェント規則第11条第4項及び本規則第6条第4項に従い、フットボールエージェントのエージェンシー又は活動に権益を持つこと
- (7) (クラブの場合のみ) 直接的又は間接的に、選手等がフットボールエージェントとのエージェント契約の条件に違反するよう誘導又は強要すること
- (8) 本規則に違反した場合の速やかなFIFA及び本協会への報告義務を怠ること
- (9) フットボールエージェント又はそのエージェンシーに対し、選手又はクラブ自らに関する権益を保有させること
- (10) その他本規則の違反に該当する関与をすること

第5章 開示と公表

(開示と公表)

第14条 FIFAは、以下の情報を利用可能なものとする。

- (1) フットボールエージェントの名称と詳細
- (2) フットボールエージェントがエージェント契約を締結する依頼主、エージェント契約が専属的な契約か否か、及びエージェント契約の有効期間満了日
- (3) 各依頼主に提供されるフットボールエージェントサービス
- (4) フットボールエージェント及び依頼主に科された懲罰
- (5) 支払われた手数料額の合計を含むフットボールエージェントが関与する取引の詳細

第6章 紛争

(国際的紛争事案)

第15条 国際的紛争事案 (FIFAフットボールエージェント規則第2条第2項に定める国際的な側面を持つエージェント契約に起因し又はそれに関連して発生する紛争) については、FIFAの規則に従い、FIFAフットボール裁判所のエージェント室(the Agent Chamber of the Football Tribunal)がその紛争に係る解決を行う管轄権を有する。

(国内的紛争事案)

第16条 国内的紛争事案 (本規則第3条に定める国際的な側面を持たないエージェント契約に起因し又はそれに関連して発生する紛争) については、本協会裁定委員会がその紛争に係る解決を行う管轄権を有するものとする。

- 2 前項に関し、本協会裁定委員会は、原則として、紛争の原因の発生から2年以上経過した事案については取り扱わないものとする。その他国内的紛争事案の解決に係る規則は別に定める。

第7章 懲罰

(国際的懲罰事案)

第17条 国際的懲罰事案 (FIFAフットボールエージェント規則第2条第2項に関連した懲罰事案) については、FIFA規律委員会(The FIFA Disciplinary Committee)又はFIFA倫理委員会(FIFA Independent Ethics Committee)が、FIFAフットボールエージェント規則、FIFA懲罰規程(FIFA Disciplinary Committee)及びFIFA倫理規程(FIFA Code of Ethics)に従い、その懲罰を科す権限を有する。

(国内的懲罰事案)

第18条 国内的懲罰事案 (本規則第3条に関連した懲罰事案及びその他フットボールエージェントの行為のうちFIFAの管轄に服さないもの全てを含む) については、本協会規律委員会が、本規則、懲罰規程及びその他各種規程・規則に従い、その懲罰を科す権限を有する。

- 2 本規則に基づき懲罰の対象となる者は、フットボールエージェント (同人が所属するエージェンシーを含む。)、選手等、クラブ、その他本協会に加盟又は登録する個人又は団体及び無資格者とする。
- 3 本協会事務局は、本規則の遵守にかかる状況について以下のとおり監視するものとする。
 - (1) 当事者は、本協会事務局からの依頼に基づき、保有する文書、情報その他形式を問わないあらゆる資料 (本協会からの依頼時点で保有していないが入手可能なものを含む。日本語以外の文書はその日本語訳を添付する。) を提供するよう全面的に協力しなければならず、これに従わない場合、当事者には本協会規律委員会による懲罰が科され得る。
 - (2) 前号に係る本協会事務局からの依頼は、本協会又はFIFAに登録された当事者の電子メールアドレスに電子メールが発信された時点で、有効に通知されたものとみなされる (その他の電子的な手段による場合も同様とする。)

- (3) 本協会事務局は、調査後、懲罰規程及びその他関連規則に基づき、本規則の不遵守について本協会規律委員会に調査、審議、懲罰の決定を依頼するものとする。
- (4) 本協会事務局は、違反行為に該当する、又は該当することが疑われる者に対し、警告を発する等して是正を求めることができる。本協会事務局は、フットボールエージェントによる違反行為又は不遵守が明白かつ重大な場合は、規律委員会の決定までの期間について、当該フットボールエージェントに対して暫定的な活動停止を命じることができる。
- 4 無資格者がフットボールエージェントサービスに関与し、又は、関与を試みた場合、当該無資格者を利用又は指定した個人及び団体が懲罰の対象となるほか、当該無資格者に対しても懲罰が科される。無資格者に対する懲罰は、懲罰規程第4条各項各号に定めるものに加え、一定期間、無期限又は永久的に同人の登録を認めない措置を含むものとする。
- 5 選手等又はクラブ（クラブの役員を含む。）が本規則第13条第8項第1号の規定に違反し、無資格者にフットボールエージェントサービスを行わせた場合であっても、当該選手等又はクラブが（本協会に対して当該事実を報告し、当該無資格者に関する情報の提供を行う等）本協会による調査に積極的に協力する場合、当該選手等又はクラブに対する懲罰は科さない又は軽減することができるものとする。

第8章 附則

（定めのない事項）

第19条 本規則に定めのない事項及び本規則に影響を及ぼす不可抗力事由が生じた場合の取扱いは、理事会が定める。

（改正）

第20条 本規則の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

（施行）

第21条 本規則は、2023年10月1日から施行する。

- 2 選手等又はクラブは、2023年10月1日以降の全ての取引に関して、ライセンスを付与されたフットボールエージェントのみを利用又は指定することができ（本規則第6条第1項）、無資格者の利用又は指定は禁止される。
- 3 本規則の施行に伴い、本協会の「仲介人に関する規則」（2015年4月1日施行）は廃止される。

（一部規定の適用の停止）

第22条 本規則において、下記の規定（参照の便宜のため当該規定はグレーのマーカで表示する）は、FIFAの推奨（参照：2023年12月30日付FIFA Circular no.1873）に基づき、2024年4月1日から別に定める日までの間、その適用を停止する。

記第7条第7項から第9項まで、第9条第2項、同条第6項から第8項まで、同条第10項から第13項まで、第11条第3項第8号、第10号及び第11号、同条第5項、第14条から第17条まで

以上

[改正] 2024年2月15日（2024年4月1日施行）

2024年11月21日